

要 旨

本稿は、広島県立文書館（以下、「当館」とする。）における行政文書利用について、現状と課題を整理した上で、解決策を模索するものである。

筆者は、当館において、行政文書・行政資料の選別・収集・整理や行政文書の利用審査、閲覧対応・問い合わせ対応（レファレンス）対応の業務を担当している。

当館では、令和3年に「広島県立文書館データベースシステム」を公開し、所蔵する資料を検索できる環境が整うことになった。このことは、当館利用者の利便性を向上させることとなった。一方で、行政文書の閲覧申請や問い合わせが多くなり、対応に追われることになった。行政文書の閲覧利用にあたっては、利用審査が不可欠であり、効率的・効果的にすすめることが課題となっている。

利用者層では、卒業論文・修士論文を含めた学生の利用、県庁職員の利用・会社員の業務上の利用など幅広い方に当館が所蔵する行政文書が閲覧利用されるようになった。

また、文書館を取り巻く外環境の変化として、高等学校地歴科「歴史総合」が開始されたことがある。この科目は、歴史資料へのアクセスと探究型の学習が提起されている。データベースシステムによる広範囲の所蔵資料検索が可能となったことをふまえると、今後、行政文書の閲覧利用の範囲が変化することが想起される。

ここで提起した業務上の課題は、①利用審査の問題②「歴史総合」を踏まえた資料提供の問題に整理することができる。本稿においては、この2つの課題は相互関係をもった一体的な課題として認識している。

行政文書の閲覧利用は、利用者により異なるが、利用審査の状況・提供体制・教科書の要素を検討することである程度の予測が可能となると考えている。

このような課題解決にあたるため、本論では、第1章において当館における行政文書利用についての現状を整理し、第2章において利用業務に係る課題を検討する。次に、第3章において課題解決にむけた実践事例を踏まえた展望を考察する。

本論の結論は、利用が予測されるテーマの行政文書についての「能動的な審査」（自主審査）や情報発信の改善、歴史総合を射程にいれた事業実施が解決策であることを示した。今後の展望としては、データベースシステムの改善や情報発信（「目録」「レファレンスサービスの精緻化」）などが考えられる。

なお、本稿の見解は、広島県および広島県立文書館の見解ではなく個人の意見である。